

# めいわCOMハウス グループホーム 指定（介護予防） 認知症対応型共同生活介護事業所運営規程

（趣旨）

## 第 1 条

この規程は、社会福祉法人もくせい会が開設する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所めいわCOMハウス グループホーム（以下「グループホーム」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護事業及び短期利用共同生活介護事業、介護予防短期利用共同生活介護事業の適正な運営を確保するために必要な事項を定める。

（事業の目的）

## 第 2 条

グループホームは、居宅において常時介護を受けることが困難な認知症の要介護者の入居を受け入れて適正な介護サービスを提供することを目的とする。

（事業の基本方針）

## 第 3 条

- 1 グループホームは、利用者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する能力を有する従業者による適切な支援を行うよう努めるものとする。
- 2 グループホームは、利用者の支援に関する介護（介護予防）サービス計画に基づき、できる限り自立した生活が送れるよう、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び支援、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。
- 3 グループホームは、利用者の意志及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って認知症対応型共同生活介護サービス（以下「介護サービス」という。）を提供するように努めるものとする。
- 4 グループホームは利用者が暮らしてきた生活が継続できるよう、使い慣れた物で暮らせるように環境整備に努めるものとする。
- 5 グループホームは、明るく家庭的な雰囲気の中に個人の人格を尊重する支援を通し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の介護保険施設などと密接な連携に努めるものとする。

（施設の名称及び所在地）

## 第 4 条

施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- |        |                     |
|--------|---------------------|
| （1）名 称 | めいわCOMハウス グループホーム   |
| （2）所在地 | 群馬県邑楽郡明和町大輪 1768 番地 |

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第 5 条

施設に勤務する従業者の員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 職種及び員数

職 種	人 員	
	常 勤	非 常 勤
介 護 員	8 名	5 名
看 護 師	(1 名) (介護職兼務)	(1 名) (介護職兼務)
医 師 (嘱託)		(1 名)
介護支援専門員	(1 名) (介護職務兼任)	
管 理 者	(1 名) (介護職務兼任)	
施 設 長	(1 名)	
計	8 名	5 名

(2) 職務内容

管理者	グループホームの従業者の管理及び業務に関する管理を一元的に行うと共に自らも利用者の介護の提供にあたる。
介護従業者	利用者の介護、日常生活上の支援、レクリエーション等の提供に当たりながら、利用者と共に食事作り等に従事する。
医 師	利用者の健康管理、診療及び保健衛生の指導に当たる。
看護師	利用者の健康管理、保健衛生の指導、及び薬等の管理に当たる。
介護支援専門員	介護サービス計画の作成とその進行管理及び評価に当たる。

(従業者の勤務体制等)

第 6 条

- 1 施設の従業者の勤務体制は、法人就業規則に定めるところによる。
- 2 管理者は、毎月の勤務表を前月 25 日までに策定し、当該従業者に周知するものとする。
- 3 グループホームは、当該従業者によって介護サービスを提供するものとする。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

(入居定員)

第 7 条

- 1 グループホームの利用者の定員は、18 人とする。
- 2 グループホームは、利用定員及び居室の定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害の他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(内容及び手続きの説明及び同意)

#### 第 8 条

グループホームは、介護サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、この規程の概要、従業者の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得るものとする。

(受給資格等の確認)

#### 第 9 条

- 1 グループホームは、介護サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。
- 2 グループホームは、前項の被保険者証に認定審査会の意見が記載されているときは、その意見に配慮して介護サービスを提供するよう努めるものとする

(入退居)

#### 第 10 条

- 1 グループホームは、医師から認知症と診断され、家庭での介護が困難な方で、自分で身のことがある程度出来、共同生活が送れる方に対し、介護サービスを提供するものとする。
- 2 グループホームは、正当な理由なく、介護サービスの提供を拒んではならない。
- 3 グループホームは、利用申込者が入院治療を必要とする場合、その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保険施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。
- 4 グループホームは、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努めるものとする。
- 5 グループホームは、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討するものとする。
- 6 前項の検討に当たっては、管理者、介護支援専門員、介護従業者、看護従業者、等の従業者間で協議しなければならない。
- 7 グループホームは、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退居のために必要な支援を行うものとする。
- 8 グループホームは、利用者の退居に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(要介護認定等の申請に係る支援)

#### 第 11 条

- 1 グループホームは、入居の際に要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意志を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な支援を行うものとする。
- 2 グループホームは、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前には行われるよう必要な支援を行うものとする。

(入退居の記録の記載)

第12条

グループホームは、入居に際しては入居の年月日並びにグループホーム めいわCOMハウスの名称を、退居に際しては退居年月日を、利用者の被保険者証に記載するものとする。

(利用料その他の費用の額)

第13条

- 1 介護報酬告知上の額に保険者より発行される介護保険負担割合証に示される負担割合を乗じた額とする。
- 2 グループホームは、前項の支払を受ける額のほか、**別紙1**に掲げる費用の額を徴収することができる。
- 3 グループホームは、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条

グループホームは、法定代理受領サービスに該当しない介護サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した介護サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(介護サービス計画の作成)

第15条

- 1 管理者は、介護支援専門員に介護サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 前項の規定により作成する介護サービス計画に用いる課題分析票は、センター方式とする。
- 3 介護サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、介護サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 4 計画担当介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該利用者に対する介護サービスの提供に当たる他の従業者と協議の上、介護サービスの目標及びその達成時期、内容、注意すべき事項等を記載した介護サービス計画の原案を作成しなければならない。
- 5 計画担当介護支援専門員は、介護サービス計画の原案について、利用者に対して説明し、同意を得なければならない。
- 6 計画担当介護支援専門員は、介護サービス計画の作成後においても、介護サービスの提供に当たる他の従業者との連絡を継続的に行うことにより、介護サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて介護サービス計画の変更を行うものとする。
- 7 第3項から第5項までの規定は、前項に規定する介護サービス計画の変更について準用する。

(介護サービスの取扱方針)

第16条

- 1 グループホームは、利用者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適正に行うものとする。
- 2 介護サービスの提供は、介護サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- 3 グループホーム従業者は、介護サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援を行う上での必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 4 利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の行動を制限しません。やむを得ず身体拘束その他の行動制限を行う場合は、事前にご家族の了承を得るものとし、身体拘束記録に理由、方法、日時、様子などの記録を残します。
- 5 グループホームは、自らその提供する介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(介護)

第17条

- 1 介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行うものとする。
- 2 グループホームは、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭するものとする。
- 3 グループホームは、利用者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行うものとする。
- 4 グループホームは、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えるものとする。
- 5 グループホームは、利用者に対し、前各号に規定するものの他、離床、着替え、整容等の介護を適切に行うものとする。
- 6 グループホームは、常時1人以上の常勤の介護従業者を介護に従事させるものとする。
- 7 グループホームは、利用者に対し、その負担により、当該施設の従業者以外の者による介護を受けさせないものとする。

(食事)

第18条

- 1 食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行うものとする。
- 2 食事は、利用者の自立の支援に配慮して、可能な限り、離床して食堂で行うよう努めるものとする。

(相談及び支援)

第19条

グループホームは、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の支援を行うものとする。

(社会生活上の便宜の供与等)

第20条

- 1 グループホームは、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うものとする。
- 2 グループホームは、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代って行うものとする。
- 3 グループホームは、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

(機能訓練)

第21条

グループホームは、利用者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行うものとする。

(健康管理)

第22条

グループホームの医師又は看護従業者は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならない。

(利用者の入院期間中の取扱い)

第23条

グループホームは、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設を円滑に利用することが出来るようにするものとする。

(短期利用共同生活介護)

第24条

長期入院・退所等で居室が空いた場合、介護保険法の規定に則り下記の条件の元、希望者がいればその居室を短期共同生活介護に使用できるものとする。

- 1 指定地域密着型サービス基準第90条に定める従業員の人数を配置していること。
- 2 短期利用共同生活介護を受ける利用者は居室に空きに関わらず、1ユニットに1名とする。
- 3 利用開始に当たって、あらかじめ30日以内の利用期間を定めること。
- 4 入居者が長期に渡って不在の場合、入居者及び家族の同意を得て居室を短期入所生活介護に使用することが出来る。その際、諸経費は短期入所生活介護利用者の負担とする。

(利用者に関する市町村への通知)

#### 第25条

グループホームは、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしに介護サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(グループホームの利用に当たっての留意事項)

#### 第26条

- 1 利用者は、次の各号に掲げる事項を守り、利用者相互の親睦と融和に努めなければならない。
  - (1) 火気の取扱いに注意するとともに、所定の場所以外で喫煙しないこと。
  - (2) 建物・備品その他の器具を破損し、若しくは持ち出さないこと。
  - (3) 喧嘩、口論又は暴力行為等、他の者の迷惑になることをしないこと。
  - (4) 許可なく飲酒しないこと。
- 2 利用者が外泊しようとするときは、管理者に届け出て、許可を得なければならない。
- 3 利用者が外出しようとするときは、あらかじめ行き先、用件、所要時間等をグループホームの従業者に申し出なければならない。

(緊急時における対応)

#### 第27条

グループホームの従業者等は、介護サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は、協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

#### 第28条

- 1 グループホームは、利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 2 グループホームは、利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

#### 第29条

- 1 グループホーム従業者は災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。
- 2 施設長は防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は定期的に消防用設備、救出用設備などを点検するものとする。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具合的計画を立てるものとし、グループホームはこの計画に基づき、年2回の避難及び救出その他必要な訓練を行う

(衛生管理)

### 第30条

- 1 グループホームは、利用者の使用する食器、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。
- 2 グループホームは、グループホームにおいて感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情処理)

### 第31条

- 1 グループホームは、その提供した介護サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講じるものとする。
- 2 グループホームは、その提供した介護サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は、当該市町村職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 グループホームは、その提供した介護サービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(秘密保持等)

### 第32条

- 1 グループホームの従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 グループホームは、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 グループホームは、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

### 第33条

- 1 グループホーム及びグループホームの従業者は、居宅介護支援事業者又はその従事者に対し、要介護被保険者に当該グループホームを紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- 2 グループホーム及びグループホームの従業者は、居宅介護支援事業者又はその従事者から、当該グループホームからの退居者を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(提示及び広告等)

第34条

- 1 グループホームは、グループホームの見やすい場所に、この規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、協力歯科医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。
- 2 グループホームは、グループホームについて広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(地域との連携等)

第35条

グループホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(記録の整備等)

第36条

- 1 グループホームは、次の諸記録その他重要な帳簿を整備するものとする。
  - (1) 利用料等に関する重要な関係書類
  - (2) 介護計画、その実施状況及び目標の達成状況、その他サービス提供に関する諸記録
  - (3) その他施設運営に関して重要な書類
- 2 前項の書類の保存年限は、別途定める。

附 則

この規程は、平成19年	1月	1日から施行する。
この規程は、平成25年	4月	1日から一部改訂施行する。
この規程は、平成27年	4月	1日から一部改訂施行する。
この規程は、平成27年	9月	1日から一部改訂施行する。
この規程は、平成30年	11月	1日から一部改訂施行する。
この規程は、令和元年	10月	1日から一部改定施行する。
この規程は、令和3年	5月	1日から一部改定施行する。
この規程は、令和3年	8月	1日から一部改定施行する。
この規定は、令和3年	10月	1日から一部改定施行する。
この規程は、令和4年	7月	1日から一部改定施行する。
この規程は、令和4年	10月	1日から一部改定施行する。
この規程は、令和5年	4月	1日から一部改定施行する。
この規程は、令和6年	5月	1日から一部改定施行する。

【別紙1】

第13条 利用料その他の費用の額に係る料金

- |   |    |        |
|---|----|--------|
| (1) 食材料費  | 1日 | 1,850円 |
| (朝550円 昼650円 (おやつ代込み) 夕650円で計算)   |    |        |
| (2) 家賃  | 1日 | 1,600円 |
| (3) 光熱費   | 1日 | 700円   |
| (4) 理美容代  | 1回 | 1,500円 |
| (5) オムツ代  |    | 実費     |
| (6) 前各号に掲げるもののほか、介護サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用に負担させることが適当と認められるもの |    | 実費     |